

町長の 今日



7月17日、本町で開催された上益城郡民体育祭の大会会長として選手を激励する住永町長

7月16日から8月15日までの

主な動き

7月

- 17日: 第61回上益城郡民体育祭
- 19日: 東京出張
- 20日: 益城台地中地区役員会
民協例会
地域高規格熊本環状道路建設促進期成会総会
- 21日: 陳情
上益城食品衛生協会益城支会通常総会
阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
通常総会
- 22日: 農業委員辞令交付式
農業委員会
高齢者相談員例会
太鼓保存会総会
- 23日: 上益城郡消防大会
- 24日: 庁内会議
- 26日: 陳情
緑川改修期成会定期総会
- 27日: 庁内会議
- 29日: 熊本・阿蘇幹線道路整備促進期成会理事会
および通常総会

8月

- 1日: 事務連絡会議
表敬訪問
陳情
- 2日: 庁内会議
- 4日: 庁内会議
- 5日: 県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
表敬訪問
- 6日: 第19回小峯町内夏祭り
- 8日: 陳情
- 9日: 監査報告
飯田山と潮井公園シンポジウム
- 10日: 関西戦略特別講演会
益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会
定例会
- 11日: 行政及び商工会役員との懇談会

●青少年インターネット環境整備法

インターネットは、情報の宝庫でもあり大変に便利なものですが、一方で、出会い系サイト、自殺サイト、薬物サイトといった、子どもたちには見せたくない情報、子どもたちを危険にさらす情報であふれているのも現実です。

そこで、子どもたちがインターネットを安全に安心して利用できるようにすることを目的とした法律が、09年4月1日から施行されています。青少年インターネット環境整備法と呼ばれる法律です。

●フィルタリング関係者の義務

この法律は、①子どもたちをインターネットから遠ざけるのではなく、適切に活用する能力を習得させること②フィルタリング、すなわち有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限するサービスを普及促進すること③政府の支援の下、関係する事業者や保護者がみんので、子どもたちをインターネット上

かしこい消費者

こどもの安全

インターネット環境整備法とその後

熊本県消費生活センター ☎383-0999
 役場住民生活課 消費生活相談窓口 ☎286-3111 内線111-112
 消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125 大塚慶子 ☎286-4792
 富田セツコ ☎286-6525 吉村静代 ☎286-5914



の有害情報から守る取り組みをすることを目指しています。

●インターネット環境整備法とその後

この法律の施行後、民間の事業者は、インターネット上に流通する情報の中身を格付けするレーティングを始めました。それぞれの情報の内容が子どもの年齢にふさわしいものであるかどうかを判定する作業です。性表現や暴力表現など多くのチェック項目があります。フィルタリングの利用率は、内閣府が09年秋に行った「青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、小学生で6割、中学

生で5割、高校生で4割となっています。調査結果では、携帯電話の購入時に「子どもが使用する」旨を申し出た保護者は、07年以前では約5割であったのが、08年09年には7割を超えています。フィルタリングの利用を高めるため、さらなる周知が必要です。

●親と子の意識ギャップ

しかしながら、この実態調査では、パソコンや携帯電話を使うことについて、「家庭のルール」があるかどうかの意識について、50%近い子どもが「ルールはない」と思っているのに、ないと考えている保護者は25%程度であるという意識の落差があることも分かりました。

今後は、インターネットの世界で子どもが抵抗力をつけつつ成長しているように、家庭でじっくりと話し合っ、このような親と子のギャップをなくすことが大切です。

(国民生活センター発行「くらしの豆知識」より)